



津田左右吉物語

第13回

津田事件

(その五)

昭和17年5月、左右吉・岩波の両氏に、出版法第26条違反「皇室の尊厳を冒^{ぼうとく}した」という理由で、有罪の判決が下されました。その後、検事側、左右吉・岩波両氏も控訴を申し立てました。

この裁判で左右吉は、「自分の研究・学説に対して起こされた裁判であるから、どこまでも学問の上で解明する」という考えで臨みました。従って、公判ごとに書きついで4冊分の上申書をはじめ、参考資料を次々と裁判所に提出していきましました。

しかし、控訴審が一度も開かれなまま1年余りを経過しました。昭和19年11月、「時効完成により免訴」の宣告が東京控訴院で行われ、この事件はあっけない幕切れになりました。起訴されて以来、実に5年の歳月が過ぎていました。



昭和15年ごろの左右吉



左右吉の上申書